

副本

平成18年(行ウ)第467号

都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田学 外52名

被 告 東京都 外1名

答 弁 書

平成18年11月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中

〈本案前の答弁〉

第1 答弁の趣旨

- 1 原告らの被告東京都に対する東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線（延長265メートル）及び同区画街路世田谷区画街路第10号線（延長64メートル。交通広場約5,400平方メートルを含む。）に係る訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 差止めを求める利益を欠くこと

原告らが認可の差止めを求める訴状別紙事業目録1記載の事業は、東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線（延長265メートル。以下「補助54号線事業」という。）及び同区画街路世田谷区画街路第10号線（延長64メートル。交通広場約5,400平方メートルを含む。以下、「区画街路10号線事業」といい、「補助54号線事業」とあわせて「本件各事業」という。）の2つのほか、幹線街路補助線街路第54号線（以下「補助54号線」という。）に係るその余の事業（以下「その他事業」という。）を指すものようである。

ところで、東京都知事（以下「都知事」という。）は、平成18年10月18日、世田谷区に対し、本件各事業を認可し（丙1）、その旨告示した（丙2）。

このため、本件各事業については、差止めを求める対象となる処分が既に完了したことから、差止めの対象は存しないことになる。

したがって、本件各事業の認可の差止めを求める訴えは、不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

第3 求釈明

本件訴えは、行政事件訴訟法37条の4に基づく差止めの訴えであるから、

原告が差止めを求めるについて法律上の利益を有することが訴訟要件とされている（同条3項）。

ところが、原告らは、本件各事業及びその他事業の認可処分を争う原告適格を基礎付ける事実として、原告らがそれぞれの生活及び活動領域において、下北沢に関わってきたことを挙げるのみであって（訴状第2、110、16頁1行目ないし14行目）、個別の事業ごとに、また、原告ごとに明らかにされるべき具体的事実が一切主張されていない。

したがって、原告らは、事業ごとに、また、原告ごとに、法律上の利益が認められる理由を具体的に明らかにすべきである。

〈本案の答弁〉

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京都に対する請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

1 請求の原因1について

- (1) 同1(1)のうち、東京都世田谷区に「下北沢」という地名がないことは認め、その余の事実は不知。
主張は争う。
- (2) 同1(2)のうち、大正12年に関東大震災が発生したこと、昭和2年に小田急小田原線が開通したこと及び昭和8年に京王井の頭線が開通したことは認め、その余は不知。
- (3) 同1(3)について

第4段落のうち、「我が国では、道路の規模と建築制限とが不可分の関係に

あり、敷地が接する道路の幅が大きければ大きいほど高い建物が建つ仕組みになっていること」は否認する。

わが国では、都市計画法の規定から明らかなどおり、高度地区、地区計画等により、地域特性に応じて建築物の高さを規制しているところであり、広い道路があれば必ず高い建物が建てられるというものではない。

第5段落のうち、下北沢ではこれまで再開発型の区画整理が行われていなかつたことは否認する。

茶沢通りの小田急小田原線から南側地域は、土地区画整理事業によって整備されたものである。

その余の事実は不知。

主張は争う。

(4) 同1(4)は不知。

(5) 同1(5)のうち、アないしウは不知。

エは争う。

(6) 同1(6)について

アないしウのうち、補助54号線の位置、形状及び幅員は認める。

イのうち、「幅員26メートル、延長60メートルの道路と5,300平方メートルの駅前広場からなる」を「幅員25から26メートル、延長約60メートルの道路と約5,300平方メートルの交通広場からなる」に、「駅前広場」を「交通広場」に訂正の上、区画街路10号線の位置、幅員、延長及び交通広場の面積は認める。

その余の事実は不知。

主張は争う。

(7) 同1(7)記載の事実は否認する。

井の頭通りの拡幅工事の完成予定期は、平成21年度である。

主張は争う。

- (8) 同 1(8)は争う。
- (9) 同 1(9)記載の事実は本件各事業及びその他事業と関係がないため、認否しない。
主張は争う。
- (10) 同 1(10)は不知。

2 同 2について

- (1) 同 2(1)について

ア アは認める。

イ イについて

第1段落は認める。

第2段落は不知。

第3段落のうち、「全体の道路網計画の中で、・・・その位置は確定的な
ものではなかった。」は否認し、その余は認める。

第4段落は不知。

ウ ウは認める。

エ エについて

第6段落のうち、「なぜ道路の一部分の形状がサークル状に変更されたの
か、その理由は不明である」は否認する。

その余は概ね認める。

オ オのうち、平成15年計画変更において補助54号線の道路幅員及びサ
ークル状の形状が見直されなかったことは否認し、その余は認める。

平成15年計画変更に当たり、都が道路幅員に係る道路構造や機能等に
ついて見直しを行った結果、現計画のとおりとなった。

カ カは世田谷区の行政手続を待って認否する。

- (2) 同 2(2)は、本件各事業及びその他事業と関係ないため、認否しない。
- (3) 同 2(3)のうち、イは争う。

その余は、本件各事業及びその他事業と関係がないため、認否しない。

3 同3について

(1) 同3(1)について

ア アのうち、最高裁判所大法廷平成17年12月7日判決が原告ら引用の内容を判示していることは認める。

その余は争う。

イ イのうち、昭和21年3月18日の第44回都市計画東京地方委員会において、補助54号線を含む補助幹線道路について石川栄耀が原告ら摘要の発言をしたことは概ね認める。

その余は争う。

ウ ウは争う。

エ エのうち、第1段落及び第2段落は不知。

その余は争う。

オ オは争う。

カ カについて

第2段落は認める。

第3段落のうち、大山交差点から大原二丁目交差点までの間の井の頭通りの拡幅事業の完成予定年度が平成19年度であることは否認し、その余は認める。

上記区間の井の頭通りの拡幅事業の完成予定年度は平成21年度である。

その余は争う。

キ キは概ね認める。ただし、「市街地分断要素の解消による通学路の安全性、利便性の向上と市街地の一体性の確保」とあるのは、正確には「市街地分断を解消し、通勤通学路の安全性の向上や防災活動の円滑化を図り、また、市街地の一体性を確保するために連続立体交差事業の早期実施が必要である。」と記載されているものである。

その余は争う。

ク ク及びケは争う。

ケ コのうち、補助54号線及び区画街路10号線の都市計画決定に当たって、環境影響評価法及び東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）並びに同法4条に基づく判定手続（スクリーニング）が行われていないことは認める。

その余は争う。

コ サ（訴状42頁11行目ないし46頁1行目）について

(ア) (ア)について

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落は、「平成15年、補助54号線は、小田急線と交差する部分（世田谷区北沢2丁目）の構造が立体交差（跨線橋）から、平面交差に変更された。」を「平成15年、補助54号線は、小田急線の地下化に伴い、平面に変更された。」と訂正して、認める。

第4段落は否認する。

平成15年計画変更に当たり、都が道路幅員に係る道路構造や機能等について見直しを行った結果、現計画のとおりとなつた。

その余は争う。

(イ) (イ)について

第1段落は認める。

第3段落のうち、平成15年変更決定においてサークル部の形状が見直されていないことは否認する。

平成15年計画変更に当たり、都が道路幅員に係る道路構造や機能等について見直しを行った結果、現計画のとおりとなつた。

第4段落のうち、世田谷区作成の資料（認可申請にあたつての参考資料）中にサークル部について原告ら摘示の記載（「駅周辺の街づくりに

貢献するようなシンボル空間としての整備を、地元要望などを踏まえ、検討していく」)があることは認める。

その余は争う。

(ウ) (ウ)について

第1段落ないし第5段落は不知。

第7段落は否認する。

平成15年計画変更に当たり、都が道路幅員に係る道路構造や機能等について見直しを行った結果、現計画のとおりとなった。

その余は争う。

サ サ (訴状46頁2行目ないし6行目) は争う。

(2) 同3(2)について

アのうち、「都市計画道路補助26号線・環状7号線間の1,330メートル」を「都市計画道路補助26号線・環状7号線間の1,340メートル」に、「都市計画決定される2年前の平成13年に」を「平成15年に」に訂正の上、世田谷区が、補助54号線の都市計画のうち補助26号線と環状7号線との間(1,340メートル)及び区画街路10号線を第三次事業化路線と位置づけたこと、平成15年に上記区間にかかる補助54号線の工事区間を3つに分けたこと、補助54号線について補助26号線又は環状7号線と接続しない区間の事業認可の申請を行ったことは認める。なお、第三次事業化路線の選定は、都と特別区が共同で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」においてなされたものである。

イのうち、区画街路10号線の都市計画決定における延長が約60メートル、平成18年7月31日に世田谷区が都に申請した事業認可申請書(以下「区画街路10号線認可申請書」という。)における延長が64メートルであることは認める。

ウのうち、「5,400平方メートル」を「約5,400平方メートル」に

訂正の上、区画街路10号線の交通広場に係る都市計画決定における面積が約5,300平方メートル、区画街路10号線認可申請書における面積が約5,400平方メートルであることは認める。

その余は争う。

4 同4について

第1段落は認める。

第2段落は、「都市計画道路補助26号線・環状7号線間の1,330メートル」を「都市計画道路補助26号線・環状7号線間の1,340メートル」に訂正の上、認める。

第6段落のうち、平成18年7月31日、世田谷区が都に対し、本件各事業について事業認可の申請を行ったことは認め、その余は不知。

その余は争う。

5 同5は、本件各事業及びその他事業と関係がないため、認否しない。

6 同6及び同7は争う。

第3 被告東京都の主張

おって、準備書面を提出する。

証 拠 方 法

1 丙第1号証 事業認可書

2 丙第2号証 東京都公報(平成18年10月18日付け)(抜粋)

付 屬 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1 訴訟委任状 | 1通 |
| 2 代理人指定書 | 1通 |
| 3 丙号証（写し） | 1通 |
| 4 証拠説明書 | 1通 |